

6774

平成21年9月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理 事 長 近 藤 達 也

「健康被害救済制度に関する認知度調査」調査報告書の送付について

平素より独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務の運営につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構におきましては、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に係る救済業務並びに薬事法に基づく医薬品や医療機器等の審査関連業務及び安全対策業を行っております。

特に医薬品副作用被害救済業務の運営に当たりましては、健康被害者の迅速な救済を図ることから、本救済制度に関して広く国民への周知に努めているほか、医療関係者等を対象とした広報活動を積極的に推進しているところであります。

つきましては、この度、「健康被害救済制度に関する認知度調査」を実施し、調査報告書を取り纏めましたので、参考までにご送付させて頂きました。

今後とも、貴管内の関係団体、関係機関等に本救済制度の周知して頂きたくご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

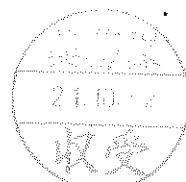
(問い合わせ先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部 企画管理課

Tel : 03-3506-9460

Fax : 03-3506-9439



平成21年9月30日

「平成21年度健康被害救済制度に関する認知度調査」結果の概要

1. 調査の目的

健康被害救済制度の浸透度を把握した上で、平成21年度の広報計画を作成し、効果的な広報を実施することを目的として、一般国民及び医療関係者を対象とした健康被害救済制度に係る認知度調査を実施した。

2. 調査概要

(1) 調査方法 インターネット調査

(2) 調査対象

① 一般国民

全国20歳以上の男女3,119サンプル(調査会社のモニターの中から「くすりに関する調査」で募集)を回収。

性別・年齢別は20代~60代以上の男女で各10%ずつで構成。
地域別の人口構成に比例して配分。

② 医療関係者

医師、薬剤師、看護師、歯科医師3,438サンプル(医師 1,032、薬剤師 1,035、看護師 1,053、歯科医師 318)を調査会社のモニターの中から回収。

(3) 調査時期

① 一般国民

平成21年7月25日(土)~7月27日(月)

② 医療関係者

平成21年7月24日(金)~8月4日(火)

(4) 調査項目

健康被害救済制度の認知度、認知経路、理解度、利用度など

3. 調査結果の概要

(1) 一般国民

● 一般国民の認知率について、「健康被害救済制度を知っている」(確実認知)と回答した人は、5.3%であった。

なお、「名前は聞いたことがある」(曖昧認知)と回答した人は、33.8%であった。

【分析内容】

今回の調査結果、確実認知(5.3%)、曖昧認知(33.8%)の合計39.1%と高率であったが、その原因としては①調査の題目を「くすりに関する調査」と

して募集したこと、②「健康被害救済制度」と言う名称が、他の健康被害の救済も含む一般的な表現としてとらえられたことなどが理由として考えられる。

- 健康被害救済制度認知者のうち「医薬品副作用被害救済制度を知っている」（確実認知）と回答した人は、16.0%であった。

【分析内容】

「健康被害救済制度」よりも、固有の制度名称として受け止められる「医薬品副作用被害救済制度」の方が、制度の名称として具体的であり、回答しやすかったことが考えられる。

- 医薬品による副作用の経験は、19%で、5人に1人が経験があった。
ただし、その中で「入院して治療を受けたことがある」と回答した人は、6.8%であった。

【分析内容】

実際、副作用の経験者で、入院・治療を要する患者は、少数である。

- 「健康被害救済制度」に関心があると回答した人、「健康被害救済制度」を利用したいと回答した人は、それぞれ80%を超える数値であった。

(2) 医療関係者

- 医療関係者の認知率については、「健康被害救済制度を知っている」（確実認知）と回答した人は、37.2%（医師35.8%、薬剤師68.9%、看護師11.9%、歯科医師22.6%）であった。

なお、「名前は聞いたことがある」（曖昧認知）と回答した人は、42.8%であった。

医療関係者の場合は、曖昧認知まで入れると80%の認知率であった。

【分析内容】

専門的な観点から、一般国民と比較して認知率が高いのは当然であるが医療関係者別に格差がある。

- 健康被害救済制度認知者のうち「医薬品副作用被害救済制度を知っている」（確実認知）と回答した人は、53.5%（医師48.4%、薬剤師82.6%、看護師20.2%、歯科医師38.8%）であった。

【分析内容】

一般国民同様に、「健康被害救済制度」よりも、固有の制度名称として受け止められる「医薬品副作用被害救済制度」の方が、制度の名称として具体的であり、回答しやすかったことが考えられる。

- 「健康被害救済制度」の運営主体については、41.1%が厚生労働省と誤認していた。

【分析内容】

約半数の者が、本制度の運営主体について認知しておらず、今後は、制度と一体化した、組織そのものについての認知を高める必要がある。

- 「健康被害救済制度」と係わった医療関係者は、6.9%であった。
- 「健康被害救済制度」の患者に対する奨励については、「勧めたい」48.7%、「どちらともいえない」50.4%と半々であった

【分析内容】

- ① 勧める理由は、「患者の権利」及び「患者の利益」などが挙げられる。
- ② どちらともいえない理由は、「必要書類が複雑・面倒」、「時間がかかる」及び「不支給の場合、責任を問われる」などが挙げられる。
今後は、制度の認知に加え、より理解と共感を得られる広報展開が必要である。